

座談会関係参考資料一覧

- 1 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)の骨子
 - ・概要(金融庁資料)
http://www.fsa.go.jp/houan/159/hou159_03a.pdf
 - ・改正法律案要綱
http://www.fsa.go.jp/houan/159/hou159_03b.pdf
- 2 金融審議会金融分科会第一部会報告「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」〔平成16年6月23日〕(一部掲載)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20040623_sir/01.pdf
- 3 インターネット取引に関する府令とガイドラインの改正〔平成15年9月12日〕
 - ・事務ガイドライン(「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」)の一部改正について
http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/15_news.html
 - ・新旧対照表
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/syouken/f-20030912-1.pdf>
 - ・内閣府令
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/syouken/f-20030711-3/02.pdf>
- 4 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の概要(金融庁資料)
- 5 公認会計士・監査審査会の設立等〔平成16年4月〕
 - ・公認会計士・監査審査会について
<http://www.fsa.go.jp/cpaao/about.pdf>
 - ・公認会計士・監査審査会令(最終改正平成16年2月27日政令第28号)(割愛)
 - ・公認会計士審査会令(平成12年6月7日政令第265号)(割愛)
- 6 平成16年度税制改正における証券税制の見直しの概要
 - ・証券投資がより身近になりました!
～「貯蓄から投資へ」:証券市場の構造改革～
<http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/zeisei.html>
- 7 金融審議会金融分科会第一部会報告の概要(金融庁広報誌アクセスFSA第14・15・16号による集中連載)(割愛)
 - ・市場機能を中核とする金融システムに向けて
 - ① 第1回「市場間競争の制度的枠組み」及び「ディスクロージャー制度の整備」(第14号)
<http://www.fsa.go.jp/access/16/200401b.html#system>
 - ② 第2回「市場監視機能・体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」(第15号)
<http://www.fsa.go.jp/access/16/200402c.html#system>
 - ③ 第3回「市場監視機能・体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」(第16号)
<http://www.fsa.go.jp/access/16/200403c.html#system>
- 8 「家計の金融資産に関する世論調査」〔平成15年9月22日〕金融広報中央委員会〔抜粋〕
<http://www.saveinfo.or.jp/kinyu/yoron/2003/03yoron2.pdf>
 - ・金融商品の選択基準

金融庁の取り組み

- ・金融商品の選択に関する行動
- 9 「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」(割愛)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20011129a.pdf
- 10 金融商品課税の一体化に関するこれまでの議論の経過(金融審議会・金融分科会)
 - ・金融税制スタディグループにおける議論の経過(座長メモ)
〔平成16年8月10日〕
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20040810-2.pdf>
- 11 証券取引等監視委員会の建議(割愛)
<http://www.fsa.go.jp/sesc/news/news.htm>
 - ・証券会社の検査結果に基づく建議について(平成15年〔2003年〕の報道発表等)
 - ① インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制の適正性の確保
〔平成15年6月30日〕
 - ② アナリスト・レポートとその作成アナリストの適切な管理体制の構築
〔平成15年12月16日〕
- 12 アナリスト・レポートの取扱いに関する自主規制の整備(日本証券業協会の理事会決議の修正〔平成16年3月17日〕)(一部掲載)
 - ・「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)の一部改正等について
<http://www.jsda.or.jp/html/gyouhou/0403/0106.pdf>
- 13 IOSCO(証券監督者国際機構)の問題意識と検討状況
<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20040518j.pdf>
 - ・専門委員会プレスリリース〔2004年5月18日〕
 - ・金融犯罪に対抗する金融市場の強化のためのアクションプランの概要(上記の別添)(割愛)
- 14 金融分科会「取引所のあり方に関するワーキング・グループ」報告
〔平成15年12月9日〕(割愛)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20031224_sir/03.pdf
- 15 「公認会計士法の一部を改正する法律」(平成15年法律第67号)の概要
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/sonota/f-20030918-1c/262-266.pdf>
 - ・同法の概要(金融庁資料)
 - ・公認会計士監査制度の充実・強化(抄)(金融審議会公認会計士制度部会報告)
〔平成14年12月17日〕(割愛)
- 16 「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について(論点整理)」(企業会計審議会)〔平成16年6月24日〕(割愛)
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/singi/f-20040624-1/01.pdf>

「証券取引法等の一部を改正する法律」の概要

金融資本市場の基盤整備を進める観点から、以下の措置について今通常国会に法案を提出。

(注) これらの事項は、金融審議会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月24日)を踏まえて措置されるもの。

誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～

- 銀行等による株式等(株式、社債、外国債等)の
売買の証券会社への取次業務(証券仲介業務)の
解禁

投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～

- 市場監視機能・体制の強化(課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等)
- ディスクロージャーの合理化(目論見書(説明資料)の合理化等)
- 組合型ファンド(投資事業有限責任組合等)への投資家保護範囲の拡大

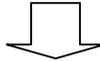
効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～

- 証券会社による顧客の注文の執行にあたり最良執行義務を導入
等

銀行等による証券仲介業務の解禁

[証券仲介業]

証券会社等と顧客との間に入り、証券取引を仲介する営業
一般事業会社、個人に対し、本年4月に導入



同様の業務を銀行、協同組織金融機関、保険会社などへ解禁

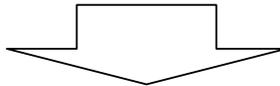
○株式、社債、外国債、特殊法人債、優先出資証券等の売買の取次が可能に
利益相反の可能性などが指摘されていることから内部管理体制が整備されているかどうかなどについて、適切な弊害防止措置を講じることとする。

[メリット]

- ①顧客のワンストップ・ショッピングのニーズに応え、利便性を向上
- ②投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促し、新たな裾野の拡大
- ③特に証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善

H15年3月末の店舗数:証券会社 2,103店

銀行等 24,665店 注) 都長信銀、地銀、第二地銀、信金、信組



多様な投資家の幅広い市場参加の促進

市場監視機能・体制の強化について

現行証取法：不公正取引規制等について刑事罰を中心とした実効性確保（エンフォース）体系

刑事罰には、**謙抑性・補充性の原則**（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに**行政上の措置として金銭的な負担を課する制度**（いわゆる“**課徴金**”）を導入

個人投資家も含め、誰もが安心して参加できる証券市場へ

課徴金制度の概要

1. 対象とする違反行為

- ① 不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等）
- ② 有価証券届出書の虚偽記載（新規発行時の届出時）

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（注）インサイダー取引等については、「重要事実公表後の株式等の価額」から「重要事実公表前に購入した株式等の価額」を控除する方法等により算出。

有価証券届出書の虚偽記載については、過去に決算発表を行なった会社の重要事実の発表の有無による株価変動率の差異のデータを踏まえ、募集・売出し金額の一定割合（債券は1%、株式は2%）を法定。

3. 没収・追徴との調整

不公正取引（上記1. ①）について、没収・追徴の刑事裁判があった場合は、課徴金額から没収・追徴額を控除

4. 課徴金賦課手続

証券取引等監視委員会で調査・勧告。内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が課徴金命令を发出。

その他、市場監視機能・体制の強化のため、以下の措置を講ずる。

1. ディスクロージャー書類に虚偽記載があった場合の発行会社に対する損害賠償請求規定を新規発行市場のみから流通市場を含むよう拡充（→ 証取法違反行為に対する民事責任規定の整備）。
2. 証券取引等監視委員会が行う検査範囲を拡大。

諸外国における証券取引規制違反行為に対する民事・行政制裁金制度

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	香港
導入年	1984年 (インサイダー 取引) 1990年 (証券規制違反 全般)	2001年	1994年 (通知・公告義 務違反) 2002年 (相場操縦)	1990年	1999年	1991年
執行機関	証券取引委員会 (SEC)	金融サービス機 構 (FSA)	連邦金融監督庁 (BaFin)	金融市場庁 (AMF)	金融監督委員会 (FSC)	市場違法行為審 判所 (MMT) [監督業者に対 する行政制裁は 証券先物監視委 員会 (SFC) にも権限あり]
対象行為	連邦証券規制違 反全般	インサイダー取 引及び相場操縦 (何人も) 金融サービス市 場法違反全般 (認可業者) 上場ルール違反 (発行人企業)	相場操縦及び開 示義務違反	インサイダー取 引など市場不正 行為	開示義務違反及 び証券会社によ る不当な信用供 与	インサイダー取 引など市場違法 行為

証券レビュー 第44巻別冊

証券取引法等の一部を改正する法律案要綱

内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるため、証券取引法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 証券取引法の一部改正（第1条関係）

1. 有価証券の定義

投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとする。（証券取引法第2条関係）

2. 証券業に関する規定の整備

電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、一定の売買価格の決定方法により有価証券の売買又はその媒介等を行う業務を競売の方法により行うことができることとする。（証券取引法第2条関係）

3. 目論見書制度

- (1) 一定の有価証券の目論見書を、必ず交付しなければならない目論見書と、交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書に区分することとする。
- (2) 目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする。（証券取引法第15条関係）

4. 民事責任規定の見直し

有価証券報告書等の虚偽記載等による損害賠償請求権の規定を整備し、虚偽記載等の公表日前後の平均価額の差額を一定の範囲内で損害額と推定することとする。（証券取引法第20条、第21条の2、第21条の3関係）

5. 最良執行方針等

取引所取引原則等を見直し、証券会社は、有価証券の売買等に関する顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めなければならないこととする。（証券取引法第37条、第39条、第43条の2、第129条関係）

6. 銀行等による証券業務の範囲の拡大

銀行等の金融機関が、証券会社等との間で株式等の売買の媒介等の業務を営めることとする等の改正を行うこととする。（証券取引法第65条関係）

金融庁の取り組み

7. 証券取引清算機関が行う決済方法の破産法上の効力

証券取引清算機関の業務方法書において定める決済方法が、清算参加者に破産手続等が開始した場合においても効力を認められることとする。

(証券取引法第156条の11の2 関係)

8. 課徴金制度

(1) 対象行為及び課徴金額

内閣総理大臣は、次に掲げる者に対して、違反行為による経済的利得を基準として、売付け、買付けの額その他の額により算出すべき額（①については募集等の額の1%（株式の場合は2%））の課徴金の納付を命じなければならないこととする。

- ① 虚偽記載のある開示書類により有価証券の募集等を行った者
- ② 風説を流布し又は偽計を用いて有価証券の売買等を行った者
- ③ 相場を操縦する一連の有価証券の売買等を行った者
- ④ 未公表の重要事実を知りつつ有価証券の売買等を行った会社関係者

(証券取引法第172条～第176条関係)

(2) 調査権限

課徴金に係る事件について必要な調査をするため、報告徴求・検査等を行うことができることとする。

(証券取引法第177条関係)

(3) 審判手続

① 審判手続は1人の審判官又は3人の審判官で構成される合議体が原則公開して行うこととする。

(証券取引法第180条、第182条関係)

② 被審人は、意見陳述をすることができ、また、審判官は、被審人の申立て又は職権により、質問、証拠物件徴求、鑑定、立入検査等を行うことができることとする。

(証券取引法第184条～第185条の5 関係)

③ 内閣総理大臣は、審判官が審判手続を経た後、作成・提出した決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定その他当該事件に関する決定を行うこととする。

(証券取引法第185条の6、第185条の7 関係)

(4) 没収・追徴との調整

課徴金に係る事件と同一事件について、没収・追徴の確定裁判があった場合は、課徴金額から没収・追徴額を控除する。

(証券取引法第185条の7、第185条の8 関係)

9. 検査権限の証券取引等監視委員会への委任範囲の拡大

証券会社等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大することとする。

(証券取引法第194条の6 関係)

10. 罰則

所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(証券取引法第197条、第198条の5、第200条、第200条の2の2、第205条、第205条の3、第206条、第208条関係)

11. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 外国証券業者に関する法律の一部改正（第2条関係）

外国証券会社の支店等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大する等、証券取引法と同様の改正を行うこととする。

三 社債等登録法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、資産の流動化に関する法律及び社債等の振替に関する法律の一部改正（第3条～第6条、第8条、第9条関係）

検査権限を新たに証券取引等監視委員会に委任することとする。

四 金融先物取引法の一部改正（第7条関係）

1. 金融先物取引清算機関が行う決済方法の破産法上の効力

金融先物取引清算機関の業務方法書において定める決済方法が、清算参加者に破産手続等が開始した場合においても効力を認められることとする。

（金融先物取引法第90条の11の2関係）

2. 検査権限の証券取引等監視委員会への委任範囲の拡大

金融先物取引業者等に対する検査権限の証券取引等監視委員会への委任について、その範囲を拡大することとする。

（金融先物取引法第92条関係）

五 商工組合中央金庫法、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、保険業法及び農林中央金庫法の一部改正（第11条～第19条関係）

金融機関が取り扱う短期社債等の範囲を拡大する。

六 その他

1. 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とする。

- ① 上記五及び証券取引法等の所要の改正規定 この法律の公布の日
- ② 有価証券の定義に関する規定、目論見書制度に関する規定、民事責任規定の見直し及び銀行等による証券業務の範囲の拡大に関する規定 平成十六年十二月一日
- ③ 検査権限の証券取引等監視委員会への委任に関する規定 平成十七年七月一日
- ④ 清算機関が行う決済方法の破産法上の効力に関する規定 破産法の施行の日

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 証券取引法等の改正に伴い、関連法律の改正を行うこととする。

外国為替証拠金取引を巡る主な動き

- 平成10年 4月 ◆外為法改正
(外国為替及び外国貿易法の改正による外国為替取引の自由化)
- 平成14年 6月 ◆金融庁HP「金融早分かりQ&A」に外国為替証拠金取引に係るQ&Aを追加
- ◆苦情相談数急増
平成13年145件が平成14年724件に急増(国民生活センター調べ)
- 平成15年 5月 ◆札幌地裁判決(5月9日、16日、6月27日)
(外国為替証拠金取引について、説明内容の重要部分が虚偽および誇大であるとして不法行為の成立を認め、過失相殺なしの被害者全面勝訴。)
- 9月 ◆大阪弁護士会「外国為替証拠金取引に関する申入書」-9月19日-
- 10月 ◆福岡県警察本部、「ファーストクラブ」を自宅捜査
(架空の外国為替証拠金取引の投資話で3億円被害、顧客資金を騙し取った容疑で福岡県警、ファーストクラブを自宅捜査。)
- ◆全国の弁護士会で先物・為替被害110番の相談窓口設置の動きが相次ぐ
- ◆金融オンブズネット・外国為替証拠金取引について要請
- 11月 ◆外為取引仲介会社「フォレックスジャパン」営業停止
(マカオの外国為替取引業者の資金不足を理由にした事実上の倒産により、沖縄の仲介業者「フォレックスジャパン」が営業停止、総額200億円中125億円回収困難。)
- ◆国民生活センター、HPに注意喚起情報を掲載-11月25日-
「相談急増！外国為替証拠金取引-投資に関する知識経験が十分でない一般消費者は要注意-」
- ◆全国消費者団体連絡会「外国為替証拠金取引に関する要請書」-11月28日-
- 12月 ◆金融庁、証券会社に関する事務ガイドラインを改正-12月2日-
(ガイドラインにおいて、届出受理の際にリスク管理方法の整備、対顧客業務のルール整備が行われているか等をチェック。)
- ◆金融庁HPに注意喚起情報を掲載-12月2日-
「いわゆる外国為替証拠金取引について～取引者への注意喚起～」
- ◆一部の商品先物取引会社等による外国為替証拠金取引協会設立-12月10日-
- ◆日弁連「外国為替証拠金取引および不招請の広告・勧誘禁止に関する意見書」-12月20日-
- 平成16年 2月 ◆金融商品販売法施行令の改正(公布:2月4日、施行4月1日)
(証券会社以外の商品先物業者や一般事業法人等が行う外国為替証拠金取引についても金融商品の販売等に関する法律の対象となるよう、同法施行令を改正。)
- ◆金融庁HPの注意喚起情報及び外国為替証拠金取引に係るQ&Aを改定し掲載-2月4日-
「いわゆる外国為替証拠金取引について～取引者への注意喚起～」
- 3月 ◆金融広報中央委員会、HPに注意喚起情報を掲載-3月11日-
「警告 外国為替証拠金取引に注意！」
- 4月 ◆商品取引所法施行規則の改正(経済産業省、農林水産省:施行4月1日)
(外為証拠金取引を商品取引所員の財務の状況に影響を及ぼすおそれのある特定業務として当該業務の運営に関する事項を届け出させ、業規制の強化を図る。)
- 5月 ◆ソブリン事件判決
(海外のカウンターパーティーが日本の旧を通じて受け取った顧客資金を横領。行方不明金額は約6～7億円。旧を被告に訴訟が起こされ、判決では被害者の請求を一部認容。)
- ◆政府広報、「オンライン広報通信2004年6月号」(HP)に注意喚起情報を掲載-5月10日-
(「悪質な投資商品にご注意」に、囲み記事として外国為替証拠金取引に関する注意喚起情報を記載。)
- 6月 ◆福岡県警察本部、「ファーストクラブ」の容疑者4人を逮捕-6月17日-

平成15年 9月12日
金 融 庁

事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」）の一部改正について

1. インターネット取引について、売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずる必要があるとの建議が、本年6月30日、証券取引等監視委員会より行われたのを受け、証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部改正を行うこととし、第10条に、証券取引法第43条第2号に規定する「業務の状況が公益に反し、又は投資家保護に支障を生ずるおそれがあるもの」として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況を追加することとした。

この府令改正に併せ、事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」）について、売買管理体制や顧客管理体制の適正性の確保に係る規定の追加、その他所要の改正を実施。併せて各財務局に通知した。

2. 改正箇所は以下のとおり。（詳細については別紙を参照）

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）

第1部 証券会社等の監督関係

3. 証券会社の監督事務
 - 3-11 内部管理体制の充実・強化
5. 登録金融機関の監督事務
 - 5-3 登録金融機関の監督事務

3. 実施時期

9月30日（火）

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一 事務カイドライン
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3-1-1 内部管理体制の充実・強化</u></p> <p>3-1-1-1 顧客管理体制について</p> <p>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略) (新設)</p>	<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p><u>3-1-1 内部管理体制の充実・強化</u></p> <p>3-1-1-1 顧客管理体制について</p> <p>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行の確保、及び本人確認の徹底の観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意するものとする。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと)。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本人確認の徹底</p> <p>① 電話番号又は電子メールアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座や暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、取引実態の把握や顧客本人への連絡等により取引の相手方が本人であることを確認すること。</p> <p>② 顧客の住所等の変更を適時把握できる措置を講ずること。</p> <p>③ 顧客が氏名、住所等を偽っていた疑いがある場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすぎている疑いがある場合には、証券会社が、本人確認書類の再提出を求めることにより顧客が本人であることを再確認することなく当該顧客あるいは取引の相手方と取引を行うことは、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第3条第1項に規定する本人確認義務に違反すること。</p>

金融庁の取り組み

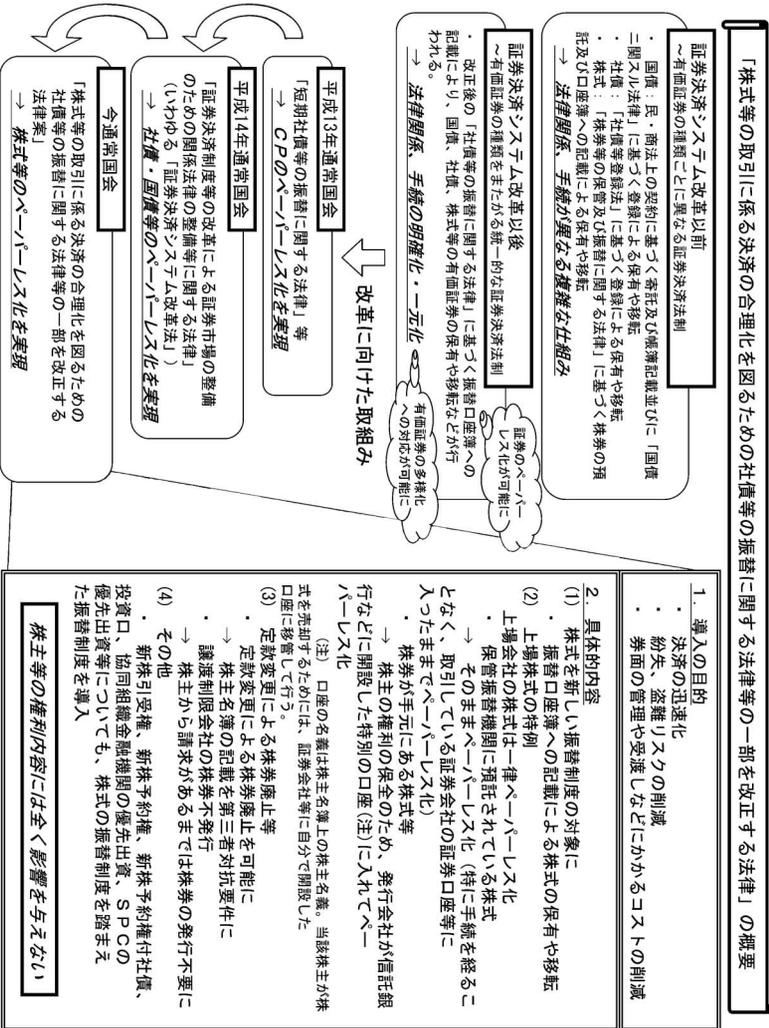
現 行	改 正 案
<p>3-11-2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3-11-2 (略)</p> <p>3-11-3 <u>顧客の不正取引の防止のための売買管理について</u></p> <p>証券会社は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第10号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理に際しては、以下の点に特に留意するものとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと）。</p> <p>(1) <u>顧客の売買動向の確な把握及び管理の徹底</u></p> <p>① <u>顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の確な把握に努めること</u></p> <p>② <u>内部管理部門においては、当該取扱方法について、役員員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>売買審査基準の策定及びその効果的活用</u></p> <p>① <u>顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場開与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づぐ適正な抽出に努めること。</u></p> <p>② <u>抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作偽的相場形成等の不正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な売買管理に努めること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>5. 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 顧客の不正取引の防止のための売買管理について</p> <p><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第6号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理については、3-11-3の規定に準ず</u></p> <p>と。</p> <p>③ 内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知すること。</p> <p>② 価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理に努めること。</p>

現 行	改 正 案
<p>5-3-<u>9</u> (略)</p> <p>5-3-<u>10</u> (略)</p> <p>5-3-<u>11</u> (略)</p> <p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全体的ものとする。ただし、注文伝票に関しては5-3-<u>10</u>に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p>5-3-<u>10</u> (略)</p> <p>5-3-<u>11</u> (略)</p> <p>5-3-<u>12</u> (略)</p> <p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全体的ものとする。ただし、注文伝票に関しては5-3-<u>11</u>に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p>

金融庁の取り組み

<p>○ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）</p>	<p>改 正 案</p>
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合） 第十条 法第四十三條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） 十 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引（第四條第三号に規定する有価証券の売買取引をいう。）の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分ではないと認められる状況</p>	<p>現 行</p> <p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合） 第十条 法第四十三條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。 一〇九 （略） （新設）</p>

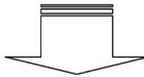
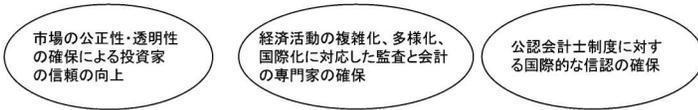


(資料 4)

公認会計士・監査審査会について

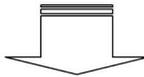
1. 設立の経緯

「背景」として…



平成14年12月金融審議会公認会計士制度部会報告
「公認会計士監査制度の充実・強化」がまとめられる

- ・公認会計士の使命・職責の明確化
- ・公認会計士等の独立性の確保
- ・監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化
- ・公認会計士試験制度の見直し 等



平成15年5月
公認会計士法改正

これまでの公認会計士審査会を改組・拡充

(関連条文)

- ・公認会計士法35条～42条
- ・公認会計士、監査審査会令



平成16年4月

公認会計士・監査審査会の設立

2. 公認会計士・監査審査会の主な活動

これまでの公認会計士審査会

- ① 公認会計士・外国公認会計士等に対する懲戒処分や監査法人に対する処分に関する調査審議
- ② 公認会計士試験の実施

①②に加え、新たに…



平成16年4月からの公認会計士・監査審査会

日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」のモニタリング

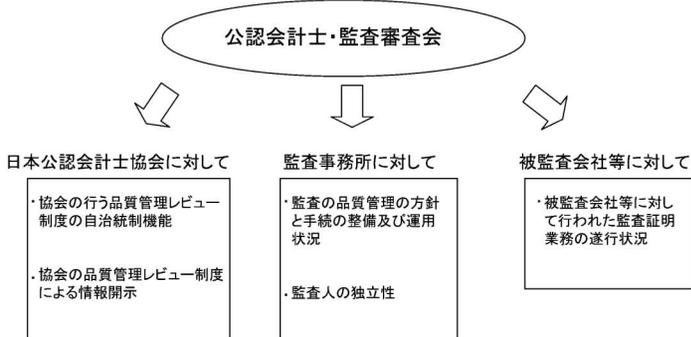
- ・「品質管理レビュー」の審査
- ・必要に応じて行う立入検査

3. 「品質管理レビュー」のモニタリング

「品質管理レビュー」とは

日本公認会計士協会が、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューする制度です。

モニタリングの対象



4. 公認会計士・監査審査会の組織について

1. 会長及び9人以内の委員をもって組織される合議制の行政機関です

会長(常勤) 金子 晃

委員(常勤) 脇田 良一

委員(非常勤) 引頭 麻実 奥山 章雄 高橋 厚男

田島 優子 辻山 栄子 中村 芳夫

平松 一夫 吉井 毅

2. 事務局の設置



- ・ 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議に係る事務
- ・ 公認会計士試験に係る事務

- ・ 「品質管理レビュー」の審査
- ・ 必要に応じて行う立入検査

証券投資がより身近になりました！～「貯蓄から投資へ」：証券市場の構造改革～

(前略)

平成 16 年度税制改正において、以下のような措置が講じられました。

○ 株式投資信託の売買益に対する税率の引下げ

公募株式投資信託の売買益（年間の売買損益を通算した後の利益、以下同じ）に対する税率も 10% と大幅に軽減されます。

注）平成 16 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日まで。

（平成 20 年 1 月 1 日以降は 20% となります。）

○ 特定口座の対象に公募株式投資信託を追加

注）外国公募株式投資信託は平成 16 年 4 月以後、国内公募株式投資信託は平成 16 年 10 月以後、特定口座に入れることが可能となります。

○ 特定口座の取扱者の範囲拡大

平成 16 年 4 月 1 日以後、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合等においても特定口座の開設が可能となります。

○ 非上場株式の売買益に対する税率の引下げ

非上場株式の売買益に対する税率が 26% から 20% へ軽減されます。

注）平成 16 年 1 月 1 日以後に行う非上場株式の売買について適用。

○ エンジェル税制の適用対象となる中小会社の範囲に一定の要件を満たすグリーンシート・エマージング銘柄会社を追加するとともに、譲渡益の 2 分の 1 課税の特例の要件緩和

注）一定のベンチャーファンドを通じて投資される会社も適用対象となる中小会社の範囲に追加されます。

注）現行のエンジェル税制の概要

(1) 一定の投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除可能

(2) 株式公開以後 3 年間の譲渡益課税を 2 分の 1 に軽減

(3) 株式未公開時の譲渡損等について、3 年間の繰越控除可能

金融庁の取り組み

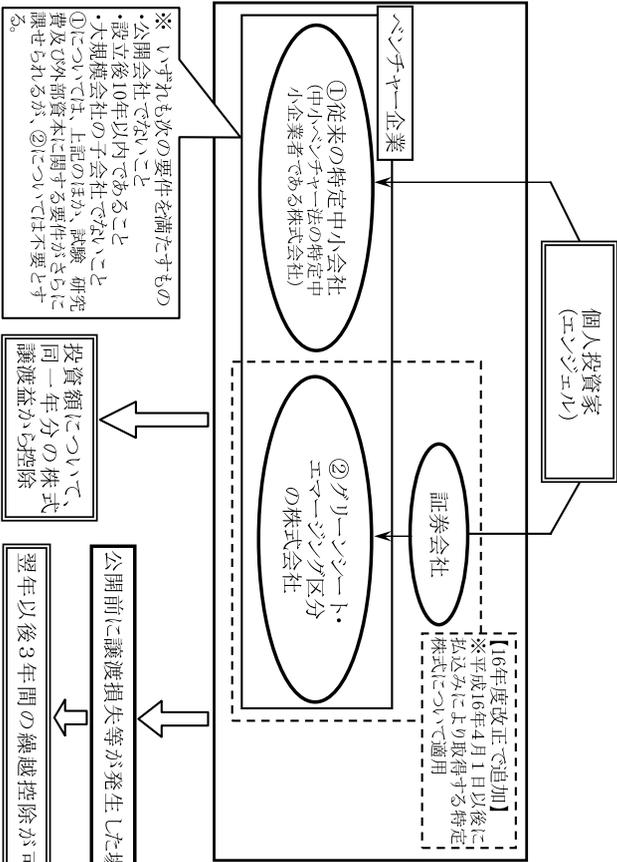
公募株式投資信託譲渡益課税の改正

	公募株式投資信託	(参考)上場株式・ETF等
譲渡所得	26%申告分離課税  20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)	20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)
特定口座での 取扱い	× → ○	○
譲渡損失の 繰越控除	× → ○	○
配当所得	20%源泉徴収 (平成20年3月31日までは、10%)	20%源泉徴収 (平成20年3月31日までは、10%)
申告不要	適用 (上限なし)	適用 (上限なし)
配当控除	適用(1/2)	適用

株式に対する課税制度

	上場株式・ETF等	非上場株式
譲渡所得	20%申告分離課税 (平成19年12月31日までは、10%)	26%申告分離課税  20%申告分離課税

エンジェル税制の拡充【金融庁関連分(注)】



※ いずれも次の要件を満たすもの

- ・公開会社でないこと
- ・設立後10年以内であること
- ・大規模会社の子会社でないこと
- ・研究開発費のうち、上記のほか、試験費さらに及び外部資本に関する要件がさらに課せられるが、②については不要とする。

【16年度改正で追加】
 ※平成16年4月1日以後に、私企業により取得する特定株式について適用

譲渡益が発生した場合

譲渡益(税負担)を2分の1に軽減

(要件)

【改正前】
 ○ 公開前3年超所有、かつ、
 公開以後3年以内の譲渡



公開前に譲渡損失等が発生した場合
 翌年以後3年間の繰越控除が可能

投資額について、
 同一年分の株式譲渡益から控除

(注)16年度改正により、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社も適用対象となる上記のベンチャー企業の範囲に追加される予定です。

【改正後】
 ○ 公開以後に譲渡する場合、
 ・譲渡前3年超所有、かつ、
 公開以後3年以内の譲渡
 ○ 公開前に譲渡する場合(新設)
 ・一定の譲渡前3年超所有、
 かつ、M&Aによる譲渡
 ※ 平成16年4月1日以後に行う譲渡について適用

金融庁の取り組み

(資料 8)

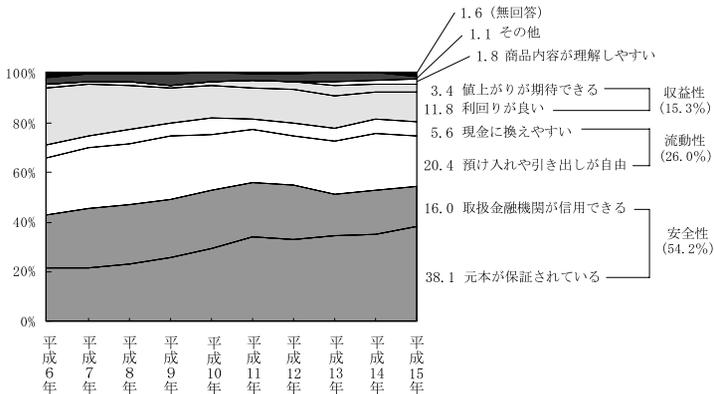
II. 金融商品の選択

1. 金融商品の選択基準

- 金融商品選択の際に最も重視していることは、「元本保証の有無」が引続き最も多く、次いで、「少額でも預け入れや引き出しが自由にできるから」、「取扱金融機関が信用できて安心だから」の順となっている〔図表 7〕。
- これを「安全性」、「流動性」、「収益性」の3基準^(注)に分けてみると、「流動性」がやや減少しているが、引続き「安全性」を重視するとの回答が過半を占めている。

(注) ここでは、「安全性」、「流動性」、「収益性」に関わる項目をそれぞれ下記のように分類。
 安全性: 「元本が保証されているから」及び「取扱金融機関が信用できて安心だから」
 流動性: 「少額でも預け入れや引き出しが自由にできるから」及び「現金に換えやすいから」
 収益性: 「利回りが良いから」及び「将来の値上がり期待できるから」

(図表 7) 金融商品を選択する際に重視すること<問 5>

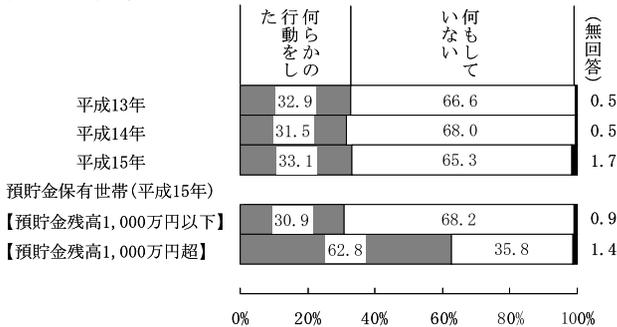


2. 金融商品の選択に関する行動

(1) 貯蓄を安全にするためにとった行動と今後の意向

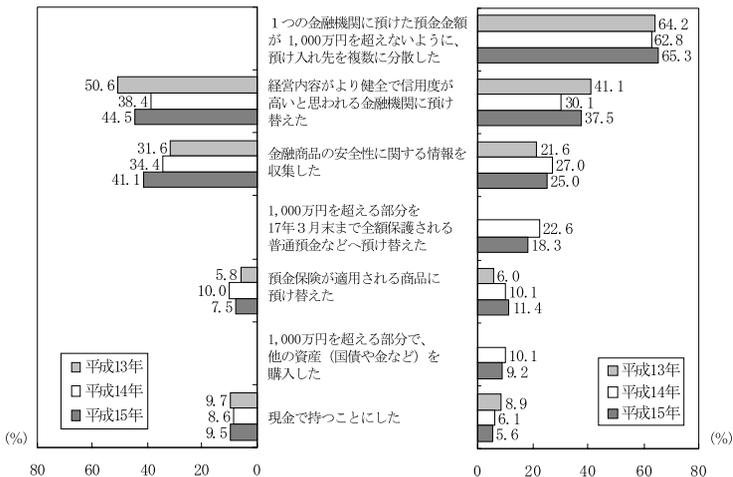
- 貯蓄の安全性を高めるため、3割強の世帯が「何らかの行動をした」と回答した[図表8]。
- 預貯金（郵便貯金を除く）残高が1千万円超の世帯に限ってみると、「何らかの行動をした」と回答した世帯は6割強に達している。その具体的な行動としては、「1金融機関への預金金額が1千万円を超えないように、預け入れ先を複数に分散した」が6割強、「信用度の高い金融機関に預け替えた」が4割弱となったほか、「1千万円を超える部分を普通預金などへ預け替えた」が2割弱、「1千万円を超える部分で、他の資産（国債や金など）を購入した」が1割弱となった[図表8]。

(図表8) 貯蓄の安全性を高めるための行動<問15(a)>



(具体的な行動の内容、複数回答、<何らかの行動をした世帯=100%>)

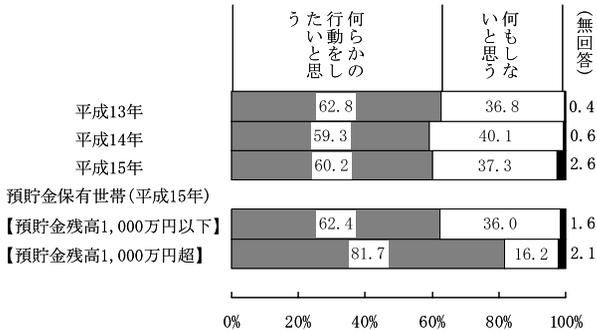
【預貯金残高1,000万円以下の世帯】 【預貯金残高1,000万円超の世帯】



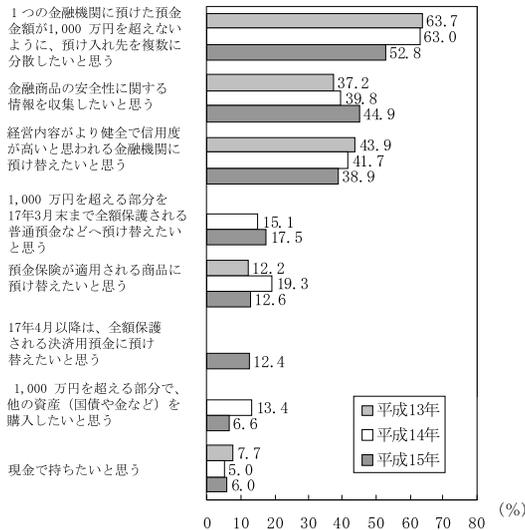
金融庁の取り組み

- ・ 今後については、約6割の世帯が「何らかの行動をしたいと思う」と回答しており、これを預貯金（同）残高1千万円超の世帯に限ってみると、その構成比は8割強となった[図表9]。

(図表9) 今後の意向<問15(b)>



(具体的な行動の内容、複数回答(預貯金残高1,000万円超の世帯))
 <何らかの行動をしたいと思う世帯=100%>

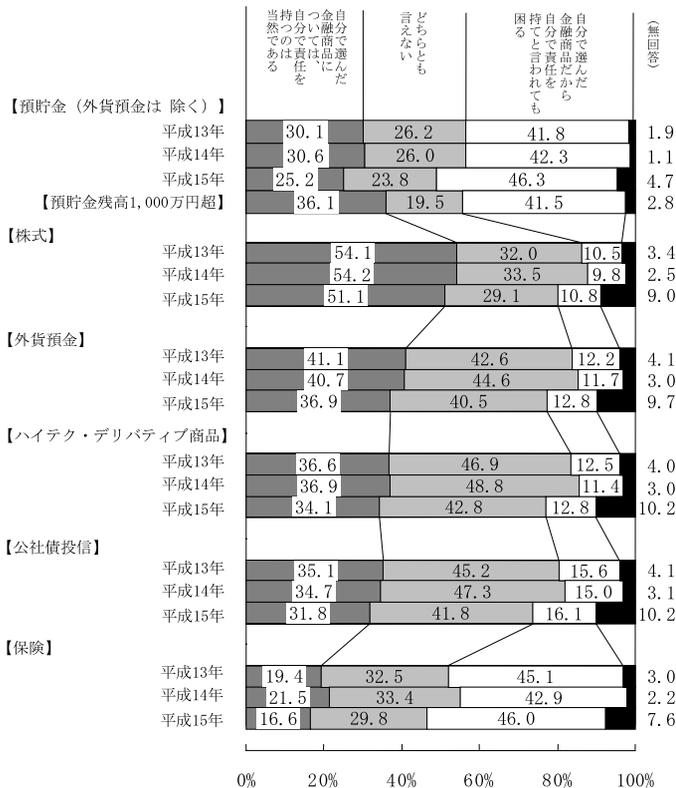


証券レビュー 第44巻別冊

(2) 各種金融商品の選択に関する自己責任の受け止め方

- 金融商品の選択に関する自己責任の受け止め方をみると、「預貯金（外貨預金は除く）」や「保険」については、5割弱の世帯が「自己責任と言われても困る」と回答しており、その構成比は前年比増加した。また、「株式」、「外貨預金」、「デリバティブ」といった商品についても、1割前後が「自己責任と言われても困る」と回答した[図表10]。
- このうち、「預貯金（外貨預金は除く）」に関し、預貯金（郵便貯金を除く）残高1千万円超の世帯についてみると、なお4割が「自己責任と言われても困る」と回答し、「自己責任を持つのは当然である」との回答（4割弱）を上回っている。

(図表10) 自己責任の受け止め方<問16>



(座長メモ)
平成16年8月10日

金融商品課税の一体化に関するこれまでの議論の経過

－金融審議会・金融分科会・金融税制スタディグループにおける議論の経過－

これまで、金融審議会においては、金融インフラとしての税制について、①投資家の立場にたつて、簡素でわかりやすい、②「貯蓄から投資へ」の流れを促進する、③足の速い金融取引の特質を踏まえ国際的な視点に留意する、といった視点が重要である等の基本的な考え方を提示してきている。今回、金融税制に関するスタディグループにおいては、これまでの基本的な考えを踏まえつつ、金融商品課税の一体化について議論を行ってきたが、金融インフラとしての税制という観点から有益な議論を行うことができたと考えている。ここに、今後の議論に向けたたたき台として、これまでの議論の経過を整理した。

以下、このメモの構成は次のようになっている。第1節では、金融商品課税に関するもつとも基本的と思われる考え方を示しており、金融商品課税の一体化は、そうした基本的な考え方に沿ったものとして理解されることを示している。第2節は、金融資産及び金融所得に関する定義を述べており、金融商品課税の一体化を考える際の金融商品の範囲についての考え方を示している。第3節は、一体的、中立的な金融商品課税の考え方を第1節と第2節において概念的に整理したが、現実の税制においては、そのままでは適用できない制約があり、現実に金融商品課税制度を構築するうえで考慮しなければならない点を述べている。第4節は、中立的な課税の枠を超えて、政策的意図を反映した金融商品課税のあり方について論じている。第5節は、金融商品課税に関する実務上の問題点を列記している。最後の第6節は、金融商品課税の一体化に当って必要な現実的配慮を述べている。

1 金融インフラとしての税制についての基本的な考え方

- (1) 金融インフラとしての税制を考えるにあたっては、投資家の立場に立って簡素でわかりやすいものであると同時に、金融取引に対して中立的であることが望ましいという点をベースラインに据える。そのベースラインに、「実務的」、「政策的」な観点も加味されて、現実の税制が構築されることになる。
- (2) 金融インフラは、預貯金を含む金融商品がリスクに見合ったリターンを形成し、投資家が、そのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できる環境を整えることを重視しつつ整備されてきている。金融インフラの一つとして位置づけられる税制も、この方向を目指して整備されることが重要である。
- (3) こうした観点からは、少なくとも投資の意思決定時において投資家が期待収益に税負担を織り込めるようなものであるべきである。また、新しい金融商品の開発にあたっては、税務当局の取扱いが事前に明確になることが適切である。そのためにも、課税対象となる金融商品やそこからの収益、さらには資産性の収益といったものをできる限り包括的、かつ明確に定義し、それが投資家や関係者に理解されやすいものであることが重要である。このような税制の透明性、予見可能性は、金融取引形態や金融商品の開発を促す上で必要な条件である。
- (4) 金融商品からの収益に対して一律に課税することは、課税の金融取引への影響を中立化するうえで有効な方策である。一般的に、投資家は税負担を考慮して金融商品を選定すると考えられる。したがって、円滑に機能する資本市場においては、様々な金融商品間で税引き後のリターンをベースに裁定が行われる。金融商品からの収益に一律課税を行うことにより、特定の金融商品を税引き後において有利不利にするといったことは少なくとも考えられる。

- (5) 個人の金融資産の運用においては、各種金融資産を組み合わせ、全体でリスクとリターンを考えてポートフォリオを組んでいるのであるから、税制も、運用資産を通じたネットの収益に課税するという考え方に沿ったものであることが適当と考える。したがって、ある金融資産からの損失を、少なくとも他の金融資産からの収益及び将来の収益と相殺すること（損益通算及び損失繰越）を認めることが適当である。
- (6) 経済的にみれば、金融資産からの収益がインカムゲインであるかキャピタルゲインであるかには、その実質に差異はない。また、譲渡益と解約・償還益との間にも実質的な差異は見出し難く、キャピタルゲインとして同質のものともみることができる。このような金融資産からの収益は、発生形態によらず、同値に扱うことが適切であると考えられる。
- 発生形態として、保有損と認識できるものについても、同様であって、実現したと認識できるものはキャピタルロスと同値に扱うことが適切である。
- 為替差損益についても金融資産の損益と同値に扱うことが適切である。
- また、デリバティブ取引からの利益ないし損失については、ヘッジか投機かといった取引目的のいかんによらず、経済的には同値と考えられる。ヘッジの対象となる金融取引との間での損益の通算は、ヘッジ機能をより有効に発揮させる観点から重要である。

2 金融資産および金融所得について

- (7) 金融資産の実態は、実物資産から稼得される収益（キャッシュフロー）の配分に関する契約と捉えることができる。すなわち、金融資産は予想される将来のキャッシュフローをその内容とし、その源泉となる実物資産や事業などに係るリスクを判断して資金を投下し、他者の努力または他者との協働で実現される収益の分配を受けるものととらえられる。
- (8) 金融資産は、個人にとっては、一般的には、広義の「貯蓄」対象であり、そこからの収益は、稼得する所得である「事業」からの収益とは異なり、「運用・投資」からの収益として認識しうる。一方、実物資産は何らかの労働用益（経営者の努力など）との組み合わせによって実質的な収益をもたらす。その収益が資産性収益（その少なくとも一部は、金融契約を通じて実物資産の保有や管理とかかわっている者へ、金融所得として配分される）と勤労性収益（投入された労働用役に対する報酬）に分けられる。
- (9) 金融資産は実物資産から稼得される収益にさまざまな形でもつ（たとえば、株式保有者は企業の経営活動に対して、一定の範囲で影響を及ぼすことができる）。それが個々の金融資産の特性を規定している面もある。金融・資本市場では投資家たちが、その特性を考慮しつつ、それぞれの金融資産のもたらすべき収益を評価し、そのような評価が、それら金融資産の市場における価値を規定している。金融税制は、そのような市場の評価プロセスにできるだけ中立的なものであることが望ましい。
- (10) 金融資産の実質を契約ととらえ、実物資産との対比において、金融資産を認識することが一般的であるが、一方で、資産としての実物資産と金融資産との差は、均質性、市場性、流動性、転換可能性などといったいわば貨幣的要素の強弱の差ではあっても質的な差を認識する理由はないという見解も有力である。
- (11) 金融手法が多様化し、実物資産の保有形態、契約形態が複雑化するなかで、金融資産と実物資産との間に差異を見出し、明確に区別することは難しくなりつつある。このような状況においては、金融税制が、既に述べた予見可能性を備えることが重要である。
- (12) 資産性収益と勤労性収益については、例えば、資本は労働よりも供給の価格弾力性が高いといった根拠から、両者の間に差異を見出す見解もある。さらに、資産性収益のなかで、金融資産からの収益と実物資産からの収益との差異について

金融庁の取り組み

は、両者に差異を見出す見解、見出す必要はないとする見解、むしろ保有動機を勘案して事業目的か運用目的かで差異を認識すべきとする見解がある。

3 税制の現状を踏まえて検討を要する点

(配当課税)

- (13) 株式からの配当については、法人段階との二重課税の問題が議論されてきており、こうした議論を背景に、個人段階での負担軽減措置が講じられてきている。運用収益を目的に保有される株式からの配当の場合は、他の金融資産との間での資産選択のなかで保有されるものであるから、配当だけに特別な負担軽減を行う理由はないという考え方もある。しかし、実際、配当の二重課税は企業金融の仕組みに無視できない影響を及ぼしてきたと思われる。金融税制の中立性という観点からは、そのような影響を除去するために、配当課税について個人段階で軽減措置を講じることは合理的と考えられるのではないか。諸外国においても、配当課税をみると、その国における原則的な課税方式や他の金融資産からの収益への課税と比較して、個人段階での税負担を軽減する何らかの措置が講じられていることも通常といっている。

(キャピタルゲイン課税)

- (14) 金融税制の基本的な考え方としては、キャピタルゲインをインカムゲインと区別する根拠はない(命題6)を参照)。しかし現実の個人所得課税においては、キャピタルゲインに対しては実現時課税の方法がとられている。また、累進課税のもとでは長期キャピタルゲインに何らかの負担軽減措置が講じられることが通例である。

いずれにしても、キャピタルゲインについては、キャピタルゲインを実現させるタイミングに関する投資家たちの意思決定に大きな影響をできるだけ及ぼさないように、貨幣の「時間的価値」に配慮して課税がなされることが経済的に合理的と考えられる。

(リスク資産からの収益に対する課税)

- (15) 現行の個人所得課税の制度には、金融資産からの損益について、収益が出た場合に課税する一方、損失が出た場合に還付する仕組みはない。金融資産にかかわる損益通算の範囲を拡大しても、現実にはそれだけでは、完全な中立性を確保することにはならないであろう。例えば、相殺するに足るだけの収益が金融資産全体から得られない場合には、翌年以降の繰越期間には制限がある。したがって、リスク資産の期待収益に対して完全に中立的な(投資家の資産選択に全く影響を及ぼさないという意味)金融税制を導入することは差し当っては不可能であり、現行制度は、リスク資産の期待収益額を低める方向に作用していると考えられる。

- (16) このように、リスク資産に関する損益通算は、現実的には不完全であるから、金融税制自体がリスク資産の市場価格(アフタータックスの期待収益に依存する)を相対的に引き下げる効果をもっていると考えられる。このような引下げ効果を減殺するために、リスク資産に対する税負担がある程度軽減することは、中立的な金融税制に近づくとする意味で、是認できる。

- (17) 金融資産からの収益には、エクイティ型の収益とデット型の収益があるが、両者の間ではリスクとリターンとの態様を異にしており、リスク資産に完全に中立的な税制が実現困難であることを考えると、両者への現実的な課税方式には差異があってもよいと考え方もある。

- (18) 保険については、商品によっては高い貯蓄性を有するものもあるが、保険事故の発生という要素が必ず含まれており、保険からの収益への課税については別途の検討も必要である。

- (19) 土地からのキャピタルゲインを、金融資産からのキャピタルゲインと違った取り扱いにすべきかどうかについては見解は分れるものの、土地税制は時々の土地

政策との関係が深いことなどから、金融資産とは別の扱いとすることが現実的とならざるを得ないのではないかと。

- (20) リスク資産のキャピタルロスを損益通算の対象とすると、それを操作することによる租税回避行動を誘発するという懸念がある。損益通算を金融資産からの収益間で行い、ネットの収益に対して一律課税する場合にもそういった事態が生じるかどうかは、具体的な事例をもとに議論する必要がある。なお、金融手法如何によって収益の発生態様は変化するので、発生態様よりも、その経済的な実質を認識したうえで課税するほうが適当である。

4 政策的な配慮

- (21) 個人金融資産に占める株式・投資信託のウェイトが依然として低いこと、銀行部門に過度にリスクが集中する傾向があったことなどからみて、「貯蓄から投資へ」の流れを促すというのが現下の政策上の課題とされている。したがって、政策的にこれを推し進めることには合理性がある。
- (22) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するという観点のなかには現行税制がリスクとリターンとの関係を歪めている部分を是正し税制を中立的な姿にするという要素がある。そこからさらに政策的に誘導しようとしていくことは段階を異にしており、これらを区分して考えることが適当である。現下の情勢では、「貯蓄から投資へ」の流れを作り出すためには、中立的な税制を超えて、リスク資産保有を優遇する必要がある。

なお現在は、株式キャピタルゲイン等に対して10%という政策的に優遇された税率が適用されるが、期限後に税率が戻されることは、投資家にとって現実の税率が引き上げられることになることに十分留意する必要がある。

- (23) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するためには、証券市場への投資家からの信頼性の確保、実体経済（とくに企業部門）の成長の回復など、税制以外の諸要素も重要であることは言うまでもない。
- (24) 非中立的な金融税制は、単純に租税回避を目的とした金融商品や金融手段の開発、導入を誘発する傾向をもっている。中立的な金融税制は社会的価値の増進につながらないような、「無駄な」イノベーション活動を抑制する効果をもつという側面がある。
- (25) 金融商品課税の一体化は、税制を、最近の金融の技術革新や商品の多様化に適合し、簡素でわかりやすく、しかも国際的な観点にも沿ったものとしていくという点にも意義がある。
- (26) ベイオフに係る損失については、株式の無価値化にかかる損失と経済的にみて同値と考えられる。なお、預金については、預金保険制度の対象であるという要素も考慮した上で、その損失についての税制上の取り扱いを判断すべきであるという考え方もある。

5 実務上の論点

(実務面での意義)

- (27) 新しい金融商品について国税庁等の事前の判断を仰ぐことが難しい状況にある現在、金融取引について裁量や解釈の幅のせまい一律の一体課税制度を導入することは、わが国の金融市場の透明性を増し、投資家にとって予見可能性が高まり、「貯蓄」と「投資」の間の垣根をなくすことができ、ひいては「貯蓄から投資へ」という流れを促進することになると考えられる。

(執行にかかる実務的な負担)

- (28) 税制面の事務負担には、税務行政側のコストともに、納税者にとっての手間、つまり、納税に伴うコスト (Tax Compliance Cost: 納税協力費用) がある。金融商品課税を考えるうえで、投資家の利便性を確保することは極めて重要な意

金融庁の取り組み

味をもつ。投資家に対して、専ら税務上の理由をもって事務負担をかけることには慎重であるべきである。

- (29) 税制を構築するに当たって、源泉徴収制度などを活用し、なるべく投資家に対する税務上の事務負担をかけないような方策を検討する必要がある。
- (30) 申告機会が増加するということは、一方で、将来の所得税のあり方を考えると望ましいという考え方もある。
- (31) 金融税制は、実務面で金融インフラとの関係が深い。金融税制を構築するにあたっては、実務面で、金融インフラの整備、充実などの進展を踏まるとともに、その進展に応じて税制も適切に変化することが必要である。
- (32) 金融機関の事務負担については、近時金融取引のIT化に伴いシステム開発のための時間とコストが従来にもまして重要な要素となっていることに留意が必要である。
- (33) 申告不要という点にメリットを感じて特定口座を利用している投資家も多いことを考えると、金融商品課税の一体化においても、投資家の利便性の観点から、特定口座を活用することも検討すべきではないか。
(納税者番号制度)
- (34) 納税者番号制度については、幅広い視点から検討されてきており、多くの論点を含む問題であるため、その検討状況を注視したい。
- (35) 金融取引との関係では、金融商品の多様性や足の速さ、投資家の利便性の要請、金融機関のシステム負担といった点が十分に勘案されることが必要ではないか。
- (36) 現状の税制においては、具体的に実施しようとする措置に応じ、源泉徴収や支払調書などを組み合わせて現実的な方策を考えることにより適正な執行を確保することになるのではないか。
- (37) 金融商品課税の一体化と関係した選択的納税者番号制度については、徴税の便宜ではなく、投資家に利便性を付与する方策として議論がなされているのであれば、その利便性が何かについてユーザーサイドの視点に立った検討が必要ではないか。

6 金融商品課税の一体化にあたっての留意点

- (38) 中長期的な方向性として、金融商品課税の一体化を推し進めるに当たっては、実務的な対応などを念頭におき、段階的な実施といった現実的な配慮も必要ではないか。

「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)の一部改正等について

日証協・平 16. 3. 17

本協会は、3月17日の理事会において、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)の一部を改正した。

IOSCO(証券監督者国際機構)においては、昨年9月25日付けで「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」を公表し、アナリストが直面し得る利益相反に適切に対処するための措置を講じることを求めているところであり、また、証券取引等監視委員会においては、昨年12月16日付けで建議を行い、証券会社に所属しないアナリストが作成するアナリスト・レポートを使用するにあたり、証券会社に対し適切な管理等を行うことを求めているところである。

今般の改正は、このような状況に鑑み、投資家に対する適正かつ有効な情報提供等のより一層の徹底を図るため、理事会決議について所要の整備を行うものである。

また、理事会決議の改正に併せ、理事会決議の解釈等を定めている「理事会決議の考え方」についても一部を改正した。

なお、本改正は、平成16年5月1日から施行することとし、その趣旨・骨子、改正部分の新旧対照表並びに改正後の理事会決議及び理事会決議の考え方の全文は、それぞれ以下のとおりである。

金融庁の取り組み

「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）の一部改正について

平成 16 年 3 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>1 目的 (現行どおり)</p> <p>2 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① アナリスト・レポート 多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。</p> <p>② アナリスト <u>会員の役職員であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。</u></p> <p>③ <u>外部アナリスト 当該会員の役職員以外の者であってアナリスト・レポートを執筆する者をいう。</u></p> <p>④ 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う<u>会員</u>における部門をいう。</p> <p>3 社内管理体制の整備 会員は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。</p> <p>4 社内審査 (1) 会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう<u>努めなければならない。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。 ① 広告等及び景品類の提供に関する規則 (公正慣習規則第 7 号) 第 4 条第 1 項</p>	<p>1 目的 (省 略)</p> <p>2 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>① アナリスト・レポート 多数の投資者に対する情報提供を目的とした資料で、個別企業の分析、評価等が記載された資料をいう。</p> <p>② アナリスト アナリスト・レポートを執筆する者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>③ 調査部門 アナリスト・レポートの作成を行う部門をいう。</p> <p>3 社内管理体制の整備 会員は、アナリスト・レポートの社内審査及び保管、情報の管理、アナリストの意見の独立性の確保並びにアナリストの証券取引等に関し、<u>必要に応じ</u>社内規則を制定する等社内管理体制を整備し、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されるよう努めなければならない。</p> <p>4 社内審査 (1) 会員は、アナリスト・レポートに関する指針を策定する等により、アナリスト・レポートの表示内容及び評価が適正かつ合理的なものとなるよう<u>努めるものとする。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。 ① 広告及び景品類の提供に関する規則 (公正慣習規則第 7 号) 第 4 条第 1 項に</p>

証券レビュー 第44巻別冊

新	旧
<p>に規定する禁止行為に該当するものではないこと</p> <p>② アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること</p> <p>③ レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>外部アナリストが作成するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社との契約等に基づき使用する場合、当該会社において、上記と同様の審査が行われていることが明らかなきは、当該会社が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する会員が審査を行ったものとみなすことができる。</u></p> <p>5 アナリスト・レポートの保管 (現行どおり)</p> <p>6 利益相反についての表示等 (1) } (2) } (現行どおり) (3) }</p> <p>(4) <u>会員は、アナリストが役員(商法に規定する取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)となっている会社のアナリスト・レポートを当該アナリストに執筆させてはならない。</u></p> <p>7 <u>外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用</u> (1) <u>会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリストと当該アナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反の関係について、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示するための措置を講じなければならない。ただし、当該会員が、その内容を顧客に通知する(書面又はその他の方法によるものとし、口頭による方法を除く。以下(2)及び(3)にお</u></p>	<p>規定する禁止行為に該当するものではないこと</p> <p>② アナリスト・レポートにおける表示内容及び評価が、社内の指針等に照らし、適正かつ合理的なものであること</p> <p>③ レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>他社</u>が作成するアナリスト・レポートを当該他社との契約等に基づき使用する場合、当該他社において、上記の審査が行われていることが明らか<u>な場合には、当該他社</u>が行った審査をもって、当該アナリスト・レポートを使用する会員が審査を行ったものとみなすことができる。</p> <p>5 アナリスト・レポートの保管 (省略)</p> <p>6 利益相反についての表示等 (1) } (2) } (省略) (3) } (新設)</p> <p>(新設)</p>

金融庁の取り組み

新	旧
<p>いて同じ。)場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用する場合には、次に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>① 当該会員が、当該アナリスト・レポートの作成につき、対価を支払っている又は支払うべき約束をしている場合は、その旨</p> <p>② 当該会員が、対象会社を指定して当該アナリスト・レポートの作成を依頼した場合は、その旨</p> <p>(3) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)①又は②の場合に該当するときは、次に掲げる事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>① 会員が当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合は、その内容</p> <p>② 会員が、「6 利益相反についての表示等」(2)に規定する場合に該当する場合は、主幹事会社となった旨</p> <p>(4) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2)①又は②の場合に該当し、かつ、「6 利益相反についての表示等」(3)に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。</p>	
<p>8. 情報管理の徹底</p> <p>(1) 会員は、次に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、<u>適正に管理しなければならない。</u></p> <p>① アナリスト・レポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの</p>	<p>7. 情報管理の徹底</p> <p>(1) 会員は、次に掲げる情報（以下「重要情報」という。）について、<u>適正な管理の徹底に努めなければならない。</u></p> <p>① アナリストがレポートを執筆するに際し、アナリストが担当している会社及び社内他の部門等から入手した情報、又は審査担当者がアナリスト・レポートの審査に当たり入手した情報であって次に掲げるもの</p>

新	旧
<p>イ 法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する法人関係情報をいう。）</p> <p>ロ イ以外の未公表の情報であつて投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p>② 発表前のアナリスト・レポートの内容等であつて投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>イ 法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する法人関係情報をいう。）</p> <p>ロ イ以外の未公表の情報であつて投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p>② 発表前のアナリスト・レポートの内容等であつて投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと考えられるもの</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>9 重要情報の適正な利用</p> <p>(1) 会員は、会員の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正に管理しなければならない。また、会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>8 重要情報の適正な利用</p> <p>(1) 会員は、会員の行う自己取引について、重要情報を利用して取引が行われることのないよう適正な管理の徹底に努めなければならない。また、会員は、自社の役職員が、重要情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うことのないよう指導・監督しなければならない。</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>10 アナリストの意見の独立性の確保等 (現行どおり)</p>	<p>9 アナリストの意見の独立性の確保等 (省 略)</p>
<p>11 <u>引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止</u></p> <p><u>会員は、引受部門及び投資銀行部門からのアナリストの独立性の確保に十分に留意するものとし、当該会員の役職員が次に掲げる行為及びこれに類する行為を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>① <u>アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること</u></p> <p>② <u>引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること</u></p> <p>③ <u>アナリストが、企業等又は当該会員が行う投資家への説明会等（引受部門又は投資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部門がその開催に関与するものに限る。以下同じ。）に関与すること</u></p> <p>④ <u>引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該会員</u></p>	<p>(新 設)</p>

金融庁の取り組み

新	旧
<p><u>が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとする事又は関与させること</u></p>	
<p>12 顧客への約束等の禁止等 (現行どおり)</p>	<p>10 顧客への約束等の禁止等 (省 略)</p>
<p>13 対象会社に対する事前通知の禁止 (現行どおり)</p>	<p>11 対象会社に対する事前通知の禁止 (省 略)</p>
<p>14 アナリストの資質の向上 (現行どおり)</p>	<p>12 アナリストの資質の向上 (省 略)</p>
<p>15 アナリスト等の証券取引への対応 (1) 会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、<u>当該アナリストが担当する会社の有価証券の売買等・保有を原則として禁止する等により、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。</u> (2) 会員は、<u>外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを当該外部アナリストが所属する会社又は当該外部アナリストとの契約等に基づき使用する場合には、当該外部アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることを確認しなければならない。</u> (3) 会員は、会員の役職員が、アナリスト・レポートの作成・審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>13 アナリスト等の証券取引への対応 (1) 会員は、アナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に関し、アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努めなければならない。 (2) 会員は、会員の役職員が、アナリスト・レポートの作成・審査に当たり入手した重要情報を利用して役職員個人の有価証券の売買等を行わないよう努めなければならない。</p>
<p>16 <u>理事会決議によらないアナリスト・レポートの使用</u> (1) 会員は、<u>アナリスト・レポートの使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、この理事会決議の定めによることが困難である場合には、あらかじめ本協会に書面によりその旨及び事由を届け出て、本協会の承認を得なければならない。</u> (2) 会員は、<u>前記(1)の承認を得てアナリスト・レポートを使用する場合には、当該アナリスト・レポートが本協会の規則の定めによるものでない旨を表示(口頭による</u></p>	<p>(新 設)</p>

証券レビュー 第44巻別冊

新	旧
<p><u>表示を除く。）して、これを行わなければならない。</u></p> <p>17 <u>理事会決議の考え方</u> <u>この理事会決議の解釈等に関し必要な事項は、本協会が別に定める「アナリスト・レポートの取扱い等について(理事会決議)の考え方」において定めるものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新 設)</p>

[仮訳]

2004年5月18日

プレスリリース

IOSCO(証券監督者国際機構) 専門委員会は、金融犯罪に対抗する資本市場の強化に関するアクションプランの概要を取りまとめ、信用格付機関の行動規範策定の進展について報告し、証券業の顧客確認及び受益者に関する原則を公表する

(ヨルダン・アンマン)2004年2月、IOSCO(証券監督者国際機構) 専門委員会は、最近の目立つ証券犯罪や市場濫用事件への対応を形成・調整するため、議長による特別なタスクフォース(作業部会)を組織した。このタスクフォースは、米国証券取引委員会(SEC)のロエル・C・カンボス委員とイタリア国家証券委員会のランベルト・カルディア委員長による共同議長の下、以下の点を含む懸念される領域に焦点を当てている。

1. コーポレート・ガバナンス及び独立取締役の役割
2. 監査人監督及び監査基準の有用性
3. 当局による監督
4. 「特別目的会社」のような複雑な会社構造の利用や複雑な株式所有構造
5. 現代の証券市場における投資銀行やブローカー・ディーラーのような市場仲介者や市場の「ゲートキーパー」の役割
6. 現代の証券市場における証券アナリストや信用格付機関のような民間部門の情報アナリストの役割
7. オフショア金融センター

今日までのタスクフォースの事実確認作業は、多くのケースにおいて、最近の金融スキヤンダルに関する問題が、監査人監督及び監査人の独立性に関するIOSCO原則のようなIOSCOが継続的に行っている作業や、様々な国際規制監督基準及びベストプラクティス(最善の慣行)によって、適切に対処されていることを示している。いくつかの分野、特に債券の発行開示やオフショア金融センターに関連する分野において、タスクフォースは、更なる原則又はベストプラクティスが国際金融システムの潜在的な脆弱性に対処するために必要かもしれないと考えている。

タスクフォースは、懸念される問題を分析し、既存の規制監督に関する原則の実施の評価・改善、新たな原則の策定を行うプロジェクトを勧告する最終報告書を準備している。専門委員会は、金融当局が国際金融規制監督システムの潜在的な脆弱性を認識することを助け、既存の基準の実施状況を改善し、規制監督上のリスクの認識・評価を強化するため、IOSCOメンバー間や金融安定化フォーラム(FSF)と報告書を共有する予定である。

専門委員会は、グローバルな金融市場における投資家保護の改善に不可欠な分野におけるIOSCOの作業に対する一般の認識向上のため、論点整理ペーパー(別添)を、ヨルダン・アンマンでのIOSCO年次総会の際の会合後に発表している。香港

証券先物委員会(SFC)委員長かつIOSCO専門委員会議長のアンドリュウ・シェン氏は、「IOSCO専門委員会は、最近の目立つ国際的な証券犯罪やコーポレート・ガバナンスの失敗への対処を委ねられた。我々の特別なタスクフォースは、これらの事件から提起された問題を分析する上で素晴らしい進展をみせている。我々は今後前進し、活力ある強固な規制監督上の対応を策定していく。」と述べている。

また、アンマンでの年次総会において、米国SECは、各議長からなる特別なタスクフォースの議長として、信用格付機関に提起された数多くの懸念や、信用格付機関が現代の金融市場において果たす役割に対処するため、信用格付機関の行動規範(Code of Conduct)の策定に向けた進捗状況について報告した。

米国SECのロエル・カンボス委員は、「信用格付機関は、グローバルな資本市場が機能する上で非常に重要な役割を果たしている。しかしながら、今日の市場における他の多くの重要な関係者のように、最近の金融スキャンダルは、正しかりょうと間違っていようと、いかに格付機関が格付プロセスの質や廉潔性を高め潜在的な利益相反に対処し、そして、特定の格付をどの程度重視するかを評価する際に、投資家が異なる格付機関の履歴をいかに比較できるか、といった疑問を提起している。議長タスクフォースが現在策定中の信用格付機関の行動規範は、これらの懸念に対処することを目指している。」と述べている。

行動規範案は、2003年10月に専門委員会が公表した「信用格付機関の活動に関する原則」に関する専門委員会のステートメントの一般的な構成を踏襲する。原則は、格付機関、規制監督当局、発行者及びその他の市場参加者が、投資家保護、証券市場の公平性・効率性・透明性を向上させ、システムミック・リスクを縮減するために努力すべき高いレベルの目標を掲げている。

信用格付機関に関する原則の公表後、いくつかの証券当局や信用格付機関は、原則が実際にどのように実施されるべきかを記したより特定された詳細なガイダンスが有益であると示唆した。このガイダンスは、信用格付機関の行動規範として役立つ。それにより、市場環境や法・規制監督構造にかかわらず、世界各地に存在する信用格付機関の行為基準の収斂の確保を助けることとなる。

行動規範案の詳細について議論するため、議長による信用格付機関タスクフォースが4月末にローマで開催された。タスクフォースは、信用格付機関業界及びバーゼル銀行監督委員会から6月にコメントを求め、また、関心のある政府¹とともに、発行者や投資家を含む一般から、7月又は8月に幅広くコメントを求める予定である。タスクフォースは2004年9月までに行動規範を完成させる予定である。

顧客及び受益者の確認は、投資家保護、公平・効率的・透明な市場の確保及び証券界の違法な使用の防止といった、証券規制の主要目的を達成するための中核である。効果的な顧客確認手続きの重要性を踏まえ、また、マネーロンダリングと戦うため

¹ 2004年3月30日、ドイツ連邦議会は、IOSCOの信用格付機関の行動規範の進展及び考慮すべき主要事項の明確化を支持する決議を行った。第15期ドイツ連邦議会、2004年3月30日付け文書15/2815(「行動規範を通じた格付機関の廉潔性、独立性及び透明性の向上」)参照。

金融庁の取り組み

に金融活動作業部会 (FATF) が新たに改訂した「40の勧告²」を補完するため、専門委員会は今回の年次総会において、「証券界の顧客確認及び受益者に関する原則」(2004年5月)³のステートメントを採択した。メキシコ国家銀行証券委員会 (CNBV) の委員長でありこの原則ステートメントを策定したIOSCOタスクフォースの議長であるジョナサン・デービス氏は、公表文において、「これらの原則は、証券規制監督全体に影響を与える主要な課題に対処している。包括的な情報と記録に基づく適切な顧客確認手続きを通じて、市場利用者の真の身元が確認されることが必要不可欠である。」と述べている。

スペインのマドリッドに本拠を置くIOSCOは、証券規制監督当局間の国際的な協力のための主要なフォーラムであり、証券分野における国際的な基準設定主体として知られている。IOSCOは、現在、100以上の国・地域からの171のメンバーを有している。

詳細は以下の連絡先まで。

フィリップ・リチャード
事務局長
電話 (+34-91)417-5549
FAX (+34-91)555-9368
電子メール mail@oicv.iosco.org
ホームページ www.iosco.org

² FATFウェブサイト (http://www.fatf-gafi.org/pdf/40Reccs-2003_en.pdf) で参照可能。

³ IOSCOウェブサイト (www.iosco.org) で近日中に公表。

(資料15)

